

令和3年第2回
利根町議会定例会会議録 第3号

令和3年6月7日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚良一君
政策企画課長	川上叔春君
財政課長	蜂谷忠義君
税務課長	大越達也君
住民課長	久保田政美君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
生活環境課長	飯田喜紀君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江弘樹君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤一夫君
建設課長	中村敏明君
まち未来創造課長	青木正道君
会計課長	田口輝夫君
学校教育課長	中村寛之君
生涯学習課長	桜井保夫君

指 導 課 長 池 田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 聖 之
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和3年6月7日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは、議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

5番通告，7番花嶋議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 皆さん、こんにちは。5番通告，7番花嶋美清雄です。いつも傍聴に足をお運びいただき、誠にありがとうございます。今回は、大きく三つの質問をい

たします。よろしくお願ひします。

質問事項1，小中学校の新型コロナウイルス感染症対策についてお伺ひします。

(1) 各教室，給食等の新型コロナウイルス感染症対策についてお伺ひいたします。

残りは自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 質問に対する答弁を求めます。

海老澤教育長。

〔教育長海老澤 勤君登壇〕

○教育長（海老澤 勤君） 花嶋議員の御質問にお答えします。

各小中学校の教室では，文部科学省から出ています「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021年4月28日版）」，さらに，「利根町 学校再開に向けたガイドライン」を基に，密閉空間・密集場所・密接場所をつくらぬ対策，いわゆる3密対策やマスク着用など，感染防止を継続しております。

また，感染源を絶つ対策として，登校前の健康状態の把握，登校前の検温，本人だけでなく，同居の家族を含め，発熱等の症状がある場合には，自宅で休養するように働きかけをしています。児童生徒のほか，同居の家族においても，PCR検査を受けるなどの情報があつた場合には，各学校と教育委員会が情報を共有し，学校医・PTA・保健所等と連携を図り，早期対応ができる体制を整えてきております。

また，給食の時間の対応につきましては，食事前後の手洗い，机を向かい合わせにしない，会話は控えるなどの取組を継続し，感染リスクの低減に努めてきています。

また，教職員による配膳台や机のアルコール消毒，人数の多い学級では，密を減らすため，学級を二つに分けて配膳・食事をする取組を実施してきております。

児童生徒には，不便な思いをさせているところではありますが，感染症対策の必要性を日頃より指導し，児童生徒と教職員が一緒になり，感染症対策を行っているところです。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今，給食の答弁いただきました。向かい合わせにしないということなのですが，学校で誰もが一番楽しみにしている給食の時間だと思います。同じ授業と同じ体制ということは，ちょっと，少し残念かなと思っています。

これ，クリアパネルなどを活用して，対面で顔の見える体制の給食の時間とかをお考えがあるかお伺ひします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） 花嶋議員の御質問にお答えいたします。

現在のところ，パーティションを各教室のほうにたてるのは，かなり数のほうが必要な状況になっております。確かに給食の時間，話をすることで，楽しく会食するということもありますが，その他の場面で，やはり子供たち同士が関わる場所をつくりまして，そこ

は先ほども教育長から話がありましたが、不便をかけているところではありますが、ともに、教職員と子供達がともに感染症を防ぐという思いを持って取り組むことによって解消していきたいと考えております。

お答えは以上になります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 次に、（2）番に移ります。

音楽や体育の授業のコロナウイルス感染症対策をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） 花嶋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和3年4月27日に、県義務教育課より出されました「新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 S t a g e の移行を踏まえた対応について」に基づき、各教科に共通した「近距離で一斉に大きな声を出す活動」、音楽における「近距離で行う合唱及び管楽器演奏」、家庭科における「調理実習」、体育科における「近距離での活動」については、実施の方法や実施時期の変更等を行っているところです。

御質問にあります音楽科の取組としましては、それぞれの学校の実態に合わせた取組にはなりますが、音楽室の机と机の間にパーティションを設置する取組をしている学校があったり、合唱合奏は体育館や外で実施する取組をする学校があったり、合唱する際は2メートル程度の距離を取り、5分という時間制限を設け、日常程度の声量で実施する取組をする学校があるなど、感染リスクを減らす工夫を行いながら、教育活動を進めております。

また、体育科においては、1メートル程度の距離を保った活動の実施、密着しないために、例えば体力テストで上体起こしでは、通常2人1組で実施するのですが、肋木を使用して実践するなどの工夫を行っております。中学校の柔道など身体を密着させる運動についても控えるようにしています。また、運動中に関しては、マスクの着用はしておりませんが、話し合いなどをする場合にはマスクの着用をするようにしております。

授業の中での活動が制限される場所ではありますが、感染症対策を行った上で、できるだけ実施するように、各学校で取り組んでいるところになっております。

以上になります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 音楽の授業のときもマスクをされて授業を行っているのですかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） 感染リスクを減らすために、マスクの着用は基本的に行っています。ただ、例えば外での活動、あるいは体育館で十分な距離、これは2メートル以上ということになるのですけれども、十分な距離が取れているときには外す場面も出てきています。ただ、基本的にはマスクの着用ということで考えております。

以上になります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） （3）番に移ります。課外授業の遠足や修学旅行等の新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） 花嶋議員の質問にお答えいたします。

2021年1月29日に出されました「新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」に基づき、旅行中の感染防止対策事前指導の実施、例えば同居家族を含めた出発前の健康観察の徹底など、そして、出発前の体調確認を行い、保護者の皆様から参加同意書の提出をいただいた上で実施する方向で進めております。また、旅行中に体調を崩す児童生徒もいることを想定し、宿泊先の近くの病院を事前に調べたり、家庭との連絡体制の確認をしたりなど、事前の打ち合わせを重視しております。バスでの移動の際に、乗車前の検温や、アルコール消毒、密をつくらない対策として、児童生徒が隣同士にならないように、バスの台数を通常より多くする取組も行っております。

また、旅行先に緊急事態宣言等が出ている場合には、時期を延期する対応や行き先の変更などの対応を取っております。

宿泊を伴う行事に関しては、食事に関してバイキング形式の食事は実施しない。入浴については、少人数で時間を区切って感染リスクの低減を図るような計画を立てております。中学校では、ホテルを全館貸切りにするなどの対策を進めております。

遠足や修学旅行については、これから実施という学校が多くなりますが、各種状況を確認した上で実施をしていくようにしていきたいと考えております。

説明は以上になります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 6月3日に、布川小学校3、4年生の大型バスでの校外学習がありました。どのような新型コロナウイルス感染症対策の運営日程を行ったのかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） それでは、御質問にお答えいたします。

先ほども説明の中に触れましたが、先日実施しました学校でも出発前の体調確認を保護者のほうにさせていただくのと同時に、乗車前の検温、それから、教職員によるアルコール消毒、あるいはバスのほうも台数を多くしまして、児童生徒が隣同士にならない対応を行っております。

また、そのほかに、県庁、あるいは笠間のほうに行ってきたのですけれども、県庁のほうで話を聞く際も、ソーシャルディスタンスを意識して席を一つ飛ばしのような形で説明を聞いたり、笠間でも同じように、距離を取った状態で体験活動をしたりなどの活動をしています。

また、昼食に関しては、外での食事ということになりますので、基本的には距離を多少取って、一緒に楽しく、食事をしたというような話を聞いております。コロナ対策をしながら、できるだけリスクを減らした状態で実施をしていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 先ほどの答弁で、バスですか、隣同士にならないという答弁いただいたのですが、一つのバスですが、隣同士になっている席が3席ぐらい、たしかあったかなと思います。そういう場合というのは今の答弁とちょっと食い違っているのですが、どう思われますか。

○議長（新井邦弘君） 池田指導課長。

○指導課長（池田 恭君） お答えいたします。

バスのほうの、確かに全部が全部隣同士はつくらないというわけにはなかなかいかないところはありますが、その際には、ほかの対策として、多少窓を開けたりとか、それから、本人たちの体調のほうを、常時、常時というのは何回か、数回に分けて確認しながら、対策を進めていく、できるだけ密をつくらないということでの対応をしていくように考えております。

以上になります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） なるべく密にならないように。ただ、最近の大型バスというのは窓開かないのは多いので、多分開いていなかったかなと思っています。3台で動いていたので全部は見られなかったのですが、そこら辺も注意して、今後、文小学校と文間小学校は延期ということを知っているの、窓を開けての校外学習というようになれば、そういうバスを選んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、2番、スクールバスについてお伺いいたします。

（1）番、現在のスクールバスの契約内容についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 現在のスクールバスの契約内容につきましては、布川小学校と文間小学校の運行する小型バス1台、小型マイクロバス1台の計2台の運行業務です。契約金額は925万2,210円で、契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までになっております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） このスクールバスの契約というのは、スクールバスだけの契約なのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） スクールバスだけの契約になっております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） （2）番に移ります。

スクールバスが定刻前でも行ってしまう事例が発生しております。時刻表の運行状況についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 時刻表につきましては、学校と調整して、学校教育課で決定しております。

議員御指摘の事例につきましては、連絡をいただいて、その日のうちに、受注業者に連絡し、時刻表どおり運行するよう指示いたしました。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 最近は定刻になっていますね。ありがとうございます。それがずっと続くようにお願いしますね。

このスクールバスの日時のスケジュールですか、これは学校がバス会社と連絡を取り合うのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） これにつきましては、学校から連絡をいただきまして、学校教育課から受注業者に連絡をしております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ということは、これは3月31日だと思いますが、スクールバスが来なかった事例があります。この場合、学校と学校教育課間の連絡ミスということになると思いますが、詳しく説明をお願いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 3月31日の離任式時のバス運行についてですが、時刻表は受注業者に前もって連絡をしておりましたが、春休みで運行業務を休んでいたことなどもあり、忘れてしまったとのことで、保護者の方には大変御迷惑をおかけしました。

今後は学校教育課としましても、学期が始まる前には確認の連絡をして、通常と違った時刻になる場合などには必ず確認をするようにしていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） そうしてほしいと思います。この、たった1台のスクールバスが管理できないというのですかね、これ、学校統合後、昨日、回覧回ったのですが、令和3年度、最初の利根町小学校統合準備委員会の委員会だよりの中で、統合後、12台前後のスクールバスの運営管理、これは、今の1台で結構大変なことになっていて、保護者もちよっと不安にされてるといことなのですね。1台で、こういうことがあるということは、12台で、本当に定刻にバスが来るのだろうか。これ、教育長、どういうふうに、このバス運営をしていくのですか。よろしくをお願いします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 今、統合準備委員会のほうで、総務部会、PTA部会、学校運営部会の三つございまして、バスの運行については総務部会のほうで取り扱っております。まだまだ話し合うべきことを決めなくてはいけないことが、スクールバスの中にもございます。12台というのも決定ではないのですが、町内至るところから、12台と仮定しますと、12か所から利根小学校へ向かって時間差をもってスタートすると。当然、統合小学校にも時間差をもって、12台が随時入ってくるということになるかと思えます。

議員御指摘の御心配いただいている1台でも2台でもこういうトラブルがあるのに、12台では大丈夫かと、そのようなことがないように、総務部会のほうでも検討し、準備委員会のほうでも確認をしていきたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） よろしくお願いします。

続きまして、（3）番に移ります。

スクールバスの新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） スクールバスの新型コロナウイルス感染症対策につきましては、運行前に、毎日、バス運転手の検温、車内消毒作業を実施し、車内の窓を少し開けて走行し、換気を心がけて運行しております。運行業務終了後には、車内の清掃と消毒作業を実施しております。

また、児童が乗車する際には、バス乗車口に設置しております手指消毒液により、消毒を行っております。上手に消毒のできない下級生には、上級生が手指消毒をお手伝いしております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） スクールバスは布川小学校と文間小学校の入替えというバスになります。その入替え時に、この消毒はしているのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 以前は消毒についてはしておらなかったというのが現状ですが、この間、5月28日に、バスのほうを見に行きました。その際に運転手とお話をさせていただいて、布川小学校が終わった時点で、少し時間があるので、そのときに、消毒をしていただけるようお願いして、28日から実施しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） それでは、よかったですね。結構、保護者の方が心配されているので、ありがとうございました。

これ、アルコール消毒の話が出たのですが、スクールバスのルールによっては、アルコール消毒がないときがあったと、保護者からちょっと言われたのですが、これは事実なの

か。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） そのようなことはちょっと聞いておりませんが、後で確認させていただきます。

そして、28日に現場を確認させていただいて、フレッシュタウンの2か所につきまして、保護者の方もいらっしゃいましたので、そこで何か不手際、何か町にありますかというお話をさせていただき、そのときに、消毒液の話が出ましたので、乗って左側に置いてあるだけという形だったのですけれども、今後、28日以降は、入り口のところに置いていただくということで、運転手さんのほうにもお願いしましたので、今はそのようになっていると思います。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） では、アルコール消毒については大丈夫ですね。

このスクールバスの運転手さん、PCR検査というのは、今、皆さん、バス会社は大きいところと契約しているのですが、行っているのか。運転手さんというのは、布川小学校、文間小学校、終わってから、多分ほかの業務にも移ると思うのですよね。朝だけとか、夕方だけではないので、安心安全を考えて、スクールバスの運転手さんのPCR検査というのは確認できておりますか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 一応確認させていただきまして、PCR検査は行っておりません。ただ朝、毎朝、検温と健康管理についてのお話をするということで、それで、今は対応しているということで確認しています。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 安心安全のため、努力義務でもいいのですが、やってもらえればとお伝えできれば、うれしいと思います。

続きまして、質問事項3番に移ります。

GIGAクール構想について。

(1)、学校LAN整備状況についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 学校LAN整備状況につきましては、令和3年3月27日に、小中学校4校の無線LAN整備工事を完了しております。無線LAN工事のほか、学校内のネットワークを強化するため、教育委員会内のセンターサーバーの改修も併せて実施いたしました。

アクセスポイントの設置台数は、小学校統合後もございますので、学校により異なりますが、普通教室におきましては、各教室に1台を設置しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） （2）番に移ります。

タブレットの導入状況についてお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） タブレットの導入につきましては、故障や貸出しなども想定し、補助対象である令和2年5月1日現在の児童生徒数分、946台を整備しております。

タブレットの選定については、茨城県の共同調達で取り扱っておりますiPad, Windows, Chromebookの3種類の端末機器の比較検討を行いました。また、近隣市町村の選定状況も参考にし、ランニングコストやセキュリティー等の面から、Chromebookに決定し、茨城県の共同調達に参加し、整備しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） （2）番です。

これタブレットというのは、今、小学校1年生から中学校3年生まで渡っていると思います。小学校1年生は9年間、これを使って、中学3年生が卒業したタブレットは、また新1年生に渡っていくのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） そのように一応考えておりますが、ただ、その間に、更新で買替えが必要とか、そういうことがあった場合には、また検討するという事になっております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 大切に使っていただけるよう、指導をお願いします。

続きまして（3）番、学習ツールと校務のクラウド化の状況についてお伺いたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 学習ツールにつきましては、株式会社ベネッセコーポレーションの「ミライシード」を導入しております。導入に当たりましては、各小中学校の教員で構成しております利根町情報教育研究会において、数社の授業支援、学習支援ソフトの比較検討を行い、決定しております。

校務のクラウド化につきましては、成績管理等個人情報を含むものが多いため、校務支援につきましては、センターサーバー管理のソフトを令和2年度に導入しております。児童生徒情報等の登録については、各学校と教育委員会で登録作業を分担し、行っており、現時点では出席管理、成績管理、体力テストなど幾つかの登録が完了し、使用している状況でございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） これ、ソフトについても、プレゼンテーションソフトとか、文章作成ソフト、表計算ソフトなど、いろいろなソフトがありますが、このソフトなどは今

後入れていくのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 今、現状では、この校務ソフトのほうで考えておりますので、この整備は終了はしておりますが、今後また、今、これに対する、何ていうのですかね、これに対する勉強会等を開催しておりますので、またそこでいろいろのお話が出てくると思っていますので、そこでまたそういう考えもあるのか、検討していきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 勉強会といえば、この教師ですか、先生方の研修も必要になってくると思いますが、どのように、先生方の研修を進めるのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） これにつきましては、学校教育課のほうで業者との日程を決めて、先生方と校務ソフトの研修会を今後開催する方向でもう進めております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） タブレット、結構、1年生に教えるのも大変でしょうが、先生の教育もよろしくお願いします。

続きまして、（4）番、ICT活用の状況についてお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） ICTの活用につきましては、今年度、各小中学校に月2回ICT支援員を派遣しており、Chromebookのログインサポート、授業支援などを行っていただいております。

授業での使用につきましては、Chromebookの導入の際に、各小中学校で、Google for educationの操作研修を実施しておりますので、現在は、調べ学習や、Googleの協働学習ツールを活用した授業を行っている状況です。

まずは、児童生徒にタブレットになれ親しんでいただくことを目的に、各学校で取り組んでいただいているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） なかなか進まないと思いますが、よろしくをお願いしますね。

今後、デジタル教科書等に移行する予定はあるのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長

○教育長（海老澤 勤君） デジタル教科書を、教育委員会、利根町でも購入をいただいて、今までの紙媒体の教科書と併用して両方使っていきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） では、1年生から中学校3年生までありますけれども、今後、各学年の目標設定というのは、1年生ならこのぐらいとか、3年生、9年間、勉強するでしょうから、どのぐらいの設定をしているのか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 今、現状していることをお話させていただきます。

1, 2年生はアカウントやログインについて知り、自分の端末を自分で起動させる、生活科で自分のアサガオを写真を撮って記録にする、そのようなことを行っております。

3年生, 4年生につきましては、理科, 春の植物について調べよう, 社会科, 利根町について知ろう, 詳しく知ろう, 5年生, 6年生, 総合, 外国の自然や文化を調べよう, 社会科, 作物の生産地調べ, 歴史の人物調べ, 小学校についてはこういうことをやっておりますので, 今後, 慣れたら, また次の段階という形で考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長

○教育長（海老澤 勤君） 今回のG I G Aスクール構想, 大きな予算をかけて1人1台タブレット, 本町も準備をいただきました。この本格的な運用が今年からということなのですが, 国のほうでも, そのためのチェックリストとなるものが出ております。これは管理運用の基本, 例えば端末の管理台帳を作成し, 学校設置者や学校と担当事業者で共有しているか。あるいは, クラウドの利用, クラウドサービスを利用する計画になっているか, I C Tの活用に関しては, 将来的なI C Tの活用イメージを教職員, 子供たち, 家庭に示しているか。

さらに, 研修の周知, この研修に関しましては, かなり茨城県も力を入れていまして, 教員の指導力, I C T指導力も大分個人差がございます。県の指導主事等による事業づくりの支援, つまり, 学校訪問によって, I C Tの活用を, 指導力を伸ばしてもらう, あるいは, 県南地区のある学校を中心に, そうした公開授業を通して研究成果を普及していく。さらには, オンラインの授業動画等ございまして, 茨城県のオンラインスタディという, 全教科書, 全単元の茨城県の教員による授業動画が全て載っております。3,500近い動画ですけれども, 今までに25万件ほどのアクセスがあったと聞いています。特に春休みに30万件近いアクセスがあった。利根町の教員も2単元, そこに載っていますので, ぜひ時間があればのぞいてみてほしいなと思います。

僅か20分程度の中に, 指導者がネットの向こうの子供たちに働きかける, あるいはワークシートを書き込むような時間も取って, 臨場感たっぷりのオンラインスタディというものがございまして, そういったものも活用していきたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。G I G Aスクール構想で, 教育, I C Tに変革がもたらされていると思います。新しい学習指導要領とともに, 日本の教育を大きく変える第一歩となると思います。やるべきことは山積みだと思いますが, 子供たちの新しい学びの環境をつくるため, 取り組んでいただきたいと思います。教育長, よろしく

お願いします。

以上で終わります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員の質問が終わりました。

暫時休憩をします。再開を10時55分とします。

午前10時38分休憩

午前10時55分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告，石井議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 皆さん、こんにちは。6番通告，5番石井公一郎です。

1点目の茨城県身近なみどり整備推進事業について。

茨城県身近なみどり推進事業として、令和元年度に、利根町の鎌倉街道750メートルを176万円で整備されました。ボランティアの方々に、今後約10年間、令和元年11月28日から令和12年3月31日まで協定書が結ばれました。鎌倉街道の維持管理を実施するというようなことになりました。

そこで、今後の消耗品等、燃料、あるいは刈払機の刃等を支給する考えがありますか、お伺いをいたします。

あとは自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、石井議員の御質問にお答えをいたします。

鎌倉街道は、町指定の史跡・文化財で、近年は当町の観光資源の一つとして観光パンフレット等でも紹介をしております。

令和元年に「茨城県身近なみどり整備推進事業」を実施し、雑木や竹の伐採をして、街道の整備を行いました。その後、ボランティア団体の御協力により、街道の管理を行っていただいております。

町といたしましても、消耗品の供給等今後も活動を支援していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長が答弁されたとおり、ボランティアの方々の維持管理等について、やっていただけるといような答弁をいただきましたので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それで、2番目の鎌倉街道に訪れた方々が利用する駐車場、また、トイレなど整備をする考えがありますか、お伺いをいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） この通告書のとおり、お答えいたします。

現在、正確な来訪者数は把握しておりませんが、今後は来訪者の増加も見込まれることから、将来的には駐車場やトイレの整備は必要になってくるものと考えております。整備につきましては、教育委員会とも十分協議をし、検討してまいります。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 後で、もし把握していれば来訪者のことを聞いたかったのですが、確認していないというようなことなので、それで、今後、教育委員会と協議して、駐車場、また、トイレ。ただ、一番困るのは、女性の方が、トイレということになると、一番困っているそうなのです。

だから、その辺が、町長も今言われたとおり、観光パンフとかPRしている中で、そういうことを1日も早く改善してやっていただきたいなど、そのように思うわけです。いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） たしか、去年の夏ぐらいでしたか、私も見に行きました。中をずーっと、こう入って行って、どこになら造れるんだろう、駐車場、まず。そして、トイレも、どこの場が適当かというのを見たのですが、なかなかその敷地がないもので、職員の皆さんといろいろな話を今しているところです。必ず必要になってくると思うので。

大根交通が借り上げている、町で借り上げた駐車場、もえぎ野の。あそこからではちょっと遠いんじゃないかという話もありまして、駐車場、坂、鎌倉街道に行くまでには、ちょっと坂もありますし、どんなふうにしたらいいかと、こう悩ましているところなので。門をくぐり抜けて、じゃあ、中はどうなんだとか、中のこの位置だったら、トイレをつけて、おもしろいこともできるんじゃないかとか、そのような話も相談しているところです。

ぜひ、観光資源なので、そのようなことを、7月、選挙なので、当選したら、やっていきたいと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長が言われたとおり、1日も早く、そのようなことが、関係課と教育委員会と、だから、教育委員会と協議した結果、1日も早く造っていただきますことをお願いして、1番の質問を終わります。

2番目の質問で、押付本田地区防災ステーション事業についてということで、押付本田地区住民の代替用地として開発を行っておりますが、計画どおり実施されているのか、お伺いをいたします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、御質問にお答えいたします。

現在、国土交通省利根川下流河川事務所が移転者などと土地、家屋等の補償について調

整を行っております。宅地の補償額が確定いたしましたら、町有地の売買契約を結ぶこととなっております。

また、移転の状況でございますが、2工区の移転先用地は全部で11区画に分かれております。移転済みが5件、移転検討中が1件、移転予定が2件、移転辞退が2件、緑地が1件の計11件となります。

移転予定のうち1件は、現在、国土交通省と調整を行っており、今年度中には移転が完了予定となっております。もう1件は、押付本田共同墓地の移転でございます。こちらも国土交通省と補償の件について調整を行っており、今年中には移転の手続が完了する予定となっております。また、墓地の物理的な移転は個人が行うこととなりますので、全ての移転完了時期につきましては、現時点では未定ということとなっております。

移転辞退の2件につきましては、町有地として残る予定でございましたが、うち1件は、移転予定者の中で購入を希望されている方がいらっしゃいます。もう1件につきましては、町有地として残る予定となっております。

また、当初から緑地は、町有地として残置を予定していた区画となっております。町有地として残る2区画につきましては、開発地一帯が防災ステーション事業に係る公共移転先として整備されたこと。市街化調整区域内であるなどの理由から、一般の方が購入し、居住することができない場所となっております。

今後は、緑地の利活用について検討していきたいと考えております。

次に、防災ステーション事業用地の整生工事について御説明をさせていただきます。

令和3年4月28日に、国土交通省利根川下流河川事務所、工務課、防災対策課、竜ヶ崎出張所より、工事概要について説明を受けております。本工事は、利根川と小貝川の合流部のしゅんせつを行い、掘削土砂を用いて防災ステーション整備地の整生工事を行うものでございまして、今年度中に国土交通省が実施し、完了するという予定でございます。

その後、移転作業が終わった後、国土交通省が上曽根運動公園南側から代替用地北側まで盛土を行う予定となっております。

本事業の終了がいつ頃になるかにつきまして聞きましたところ、国土交通省からは、最終的な盛土の完成を令和7年度に予定しているが、用地買収が完了していない場所もあることや、今後、設計内容の変更なども考えられるため、期間の延長もあり得るとの回答を受けております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、細かく説明がありましたけれども、ただ、今まで、前はスーパー堤防というような形で始まった事業で、もう、一番初めに上がった人で、一番早く家を建てた人が大体もう10年になるそうなのです。それで、あと、今言われたとおり、あと1件の方が上へ上がれば、もうそれで終了、もう上がってくる人はいないよというよ

うな話も聞いているのですけれども、最終的に、残地というのかな、残った土地については、どのくらいの面積が残ってきて、それで、所有は国か、今、みんな、これは町の所有になるのか、その辺お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、お答えいたします。

1区画は隣の土地に移転する方が買いたいということで、今月、本人宅に夜伺いまして、その意向を確認させていただきました。間違いなく、国からの補償金が入ったら買わせていただきたいということでございます。

また、1件、上に移転をすることを希望されていない方、その方の土地につきましては、面積で申し上げますと、1,730平米ほどの土地となっております。こちらは町の町有地という形で現在となっておりますので、今後の利活用につきましては、区の皆さんとも話し合いながら、使っていきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、残りの1,730平米ですか、その辺についてはちょっと押付本田地区で協議してというようなことなのですけれども、その中、住民の話では、整備されたところは、見晴らしもいいし、きちんと道路も整備されていると。ただ、一般住宅等については建たないと思うのですよ。

下に今まで生活していた人が上へ上がる、もう、ための整備だと思うので、ただ、その辺については、何に利用していくのか、今からの問題だと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 一応、1件、移転されてこないという方の土地の場所でいいますと、共同墓地を予定している、道路挟んで前の土地になります。住民の方の中には、見晴らしもよいので、その土地を購入されてうちを建てたいという方もいらっしゃるかと思いますが、ここは、あくまでも市街化調整区域でございまして、仮に、ここに一般の方がうちを建てるとなると開発行為という形になると思いますので、残っている土地につきましては、住民の方と話し合いながら有効利用、そちらで考えていきたい、そのように思っております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） では、開発行為になるから絶対駄目だといっている話ではないのですね。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） お答えいたします。

基本的には、一般の方は買えないということになっております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 分かりました。それで、1,700平米ほどの面積を、草で、維持管理していただいても大変だと思うのですよ。

ですから、何とか今、話されたように、その活用、どうしていくかというのは難しいところがあると思うのですけれども、その辺、町長、いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） その地元の人と十分話し合いをしながら、一番いい方法を見つけしていく以外、方法はないのではないかなと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 草刈りばかりやっているのではなくて、何とか利活用を、地元とうまく話し合いをした中で、何とかいい活用方法ができればなど。よろしく願いいたします。

それに、3番の利根西部地区の240ヘクタールの整備事業についてということで、それで、この整備は上流から始まると聞いております。何工区に分けて整備する計画なのか。各地区ごとに、お願いしたいと思います。

それで、いつ頃から整備が始まって、終了するのはいつ頃を予定しているのか。これ、機場も八つつくというようなことなので、この前の図書館で行われた換地委員さんの図面上で見ても、実際、いろいろなことで、いつから始まるとか、みんなばらばらな話なのですよ。

その辺について、何工区に分けて、いつ頃からどの地区がどのようにやってくのか。本当は整備というのは、下の部分から上流に向かってやるのが整備だと思うのですよ。それを上流からやるというようなことなので、その辺についてお答えください。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、石井議員の御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、この基盤整備事業は、県営事業であり、県に確認したところ、令和3年10月より、荒整地工事を第1期地区予定の羽根野より開始する予定であります。その後、早尾、横須賀、上曾根、下曾根、押付新田、中田切と工事を進め、令和11年完了予定と聞いております。

工事の流れですが、1期工事の羽根野の具体的な流れとしましては、10月から荒整地を令和4年3月まで、その後、暗渠排水計画として7月から9月。10月より仕上げ整地、パイプライン工事を行いまして、令和5年4月より作付開始するような計画で進んでおります。

工事、下流側からするのに、なぜ上流側からということの御質問ですが、この羽根野地区は、他の工区に比べまして、住宅地等が少なく協議を要する物件がなく、速やかに工事着手ができることから、羽根野地区を1期地区ということで計画したと聞いております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の、上流部からやるのは工事がやりやすいからだというようなことなのですからけれども、これ、令和3年10月から始まって令和11年度で完了と。

これはあくまでも、計画だから、そのようなことなのでしょうけれども、これで換地していく中で、一番最後の、何というのかな、地区はどの辺が一番、令和11年の完了というようなことなただけけれども、最後のほうは、どの地区が一番厚く、順次、何工区に分かれてやるのだから分からないのだけど、その辺、分かったら教えてください。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、石井議員の御質問にお答えします。

一番最後になる地区ですが、中田切を予定していると聞いております。ただ、これも換地工事委員会と県の方の話合いにより、工区の順番が変わる可能性もありますので、今現在の計画としては、中田切地区が一番最後、令和10年に荒整地まで終わって、令和11年で完了ということ聞いております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） それと、もう一つは、この県道、取手東線から千葉竜ヶ崎線までの測量については、県の事業で測量まで終わっているのですよ。それで、整備をしていくということは、県のほうで、道路の関係と耕地整備のほうの関係、その辺については、まだ、測量まで終わっているわけだから、昔ね。

だから、その辺は、道路はもうできないですよということを指しているのか、その辺いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 石井議員の御質問にお答えいたします。

このバイパス事業は、茨城県において、羽中地内の国保診療所付近から、押付新田地内利根川堤防までの約3.1キロメートルのバイパス事業を進めているところでございます。現在は、羽中地内の国保診療所付近から中田切地内の主要地方道千葉竜ヶ崎線までの約1.1キロの整備が優先的に進められております。

また、現在の進捗状況を竜ヶ崎工事事務所へ確認したところ、令和3年は前年度に引き続き、用地取得を進めると聞いております。その他の事業費については軟弱な地盤があるため、地盤改良に多大な工事費が必要となるという説明も受けております。

町としましても、道路事業の早期着工、完成に向けて、働きかけ及び事業協力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の説明だと、羽中から中田切まで。では、その先が、中田切から押付の取手東線までについては、区画整理が始まって、今の用地の買収、買収がその前だったらいいんだと思うけど、今度、きちんと整備された中に道路という形が、果たして、それでは何かちぐはぐというよりも、きちんと整備されたところに道路がポーッと入ってくる自体、私はおかしいと思っていますよ。

その辺はどうですか。県のほうのあれだから、しょうがないといえば、しょうがないんだけど、ただ、今、整理やっていきましょうという、耕地整理をしていって、きちんとした区割りにしていって、それで道路を入れましょうというのは、ちょっと考えておかしいなど。いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、石井議員の御質問にお答えします。

千葉竜ヶ崎線から取手東線までの基盤整備と道路の関係については、稲敷土地改良事務所のほうに確認というか、伺ったところ、稲敷土地改良と竜ヶ崎工事事務所のほうで、打ち合わせを行っております。先行して基盤整備を実施することで、話合いが完了していると聞いております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） では、あれは、何ていうのかな、県のほうの事業としては、取手東線から千葉竜ヶ崎線までの道路についてはやりますというようなことでよろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

国保診療所から千葉竜ヶ崎線までの工事は、現在、用地買収も進めておりますので、やっていくような状況になっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 私が聞いているのは、その先です。取手東線と、羽中から来るものは、もう用地買収しているからできるというのは、これは確実です。それではなくて、千葉竜ヶ崎線から取手東線まで。あれは測量もみんな終わっているわけだから。

ただ、私が言っているのは、今、近藤課長かな、言ったように、それが生きているので、それはやるのですよと県がいうなら、それはそれで分かりましたよ。だけれども、道路のほうとしてはどうですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

千葉竜ヶ崎線から堤防までの道路ということでございますが、まずは、この事業としては県のほうで、羽中の国保診療所から千葉竜ヶ崎線までを先行して整備するというので、その後に堤防までを、今度、通行した後だと思っておりますけれども、検討していくようなことになると思っております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） では、最後に聞きますけれども、何回も言うようだけれども、千葉竜ヶ崎線から取手東線の計画については、ボツになったというのではなくて、いずれはやりますよというようなことですね。最後に、それ、話してください。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

一番最初の答弁でも答えましたとおり、事業としては、3.1キロメートルのバイパス整備を茨城県は進めている中で、1.1キロメートルを優先的に今整備しているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 県のことだから、しょうがないのだけれども、県の事業だからね。ただ、なくなっていないということは、いずれはそこに道路ができますよということによろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

私が聞いているのは、3.1キロのうち1.1キロを優先して整備していくということですから、1.1キロが開通した後に、いろいろな検証とかも必要になるでしょうけれども、2キロメートルですか、残りが整備することを願っております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午前 11時26分休憩

午後 1時30分開議

○議長（新井邦弘君） ただいまの出席議員は11名です。10番若泉議員から、所用により退席する旨届け出がありました。

定足数に達しておりますので、会議を再開します。

ここで海老沢教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

海老沢教育長。

〔教育長海老澤 勤君登壇〕

○教育長（海老澤 勤君） 午前中、花嶋議員から、GIGAスクールの件で一般質問がございました。その答弁の中で、私は、茨城オンラインスタディ、県内の先生方によります小中学生向けの授業動画のアクセス数25万件と申し上げました。これは間違いでして、5月10日現在、約280万件でございます。この25万件は、春休み期間中のアクセス数ということになります。

以上、訂正とおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

一般質問を再開します。

7番通告、6番石山議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 7番通告、6番石山肖子です。今回は、利根町のヤングケアラー支援に係る取組について、そして、利根町教育大綱の改訂内容についての2項目を質問します。

まず、ヤングケアラー支援について、ヤングケアラーとは、一般社団法人日本ケアラー連盟によると、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供です。

一方、国の動向を申し上げます。

令和3年3月17日、厚生労働省及び文部科学省が連携したヤングケアラーの支援に向けた、福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームの立ち上げが発表され、その後、計4回の会議が開催されています。

厚生労働省は、文部科学省と連携し、令和3年4月12日に、令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究を発表。これが初の全国調査結果発表となり、大人の代わりに家事や介護を担う子供が、中学、高校生でおよそ20人に1人いることが明らかになりました。

令和3年5月17日には、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームの報告がなされ、現状、課題と、今後取り組むべき施策として、1、早期発見・把握、2、支援策の推進、3、社会的認知度の向上、この三つが発表されています。

厚生労働省及び文部科学省が連携したこのプロジェクトチームの第1回会議議事録によりますと、厚生労働省の山本博司副大臣は、このように発言されています。議事録から引用します。

先月、坂本大臣は、孤独・孤立対策の担当大臣に就任されましたけれども、新型コロナウイルスの流行が長期化する中で、社会的な孤独・孤立の問題が深刻さを増し、大きな課題となっています。中でも、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があること、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケ

一トな問題であること、さらには、本人や家族に自覚がないといった理由から支援が必要であったとしても、表面化しにくい構造となっております。

これまで、厚生労働省の対策は、子供の福祉の観点から、子供家庭局が中心でありましたけれども、障害福祉や介護・医療分野との連携が必要であり、また、学校の現場で早期に発見していただくことが重要であることから、丹羽文部科学副大臣と共同でプロジェクトチームを立ち上げることにいたしました。

このように、福祉、介護、医療、教育と関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげることの重要性を発言しておられます。

ヤングケアラーの存在は、1988年頃からのイギリスでの先行調査で明らかになり、日本では、2005年頃より事実上の研究が始まっております。イギリスでは、高校生が介護を担い、夜中に起きることを余儀なくされることにより、睡眠時間がこま切れになる。このような状況のことを虐待とみなすそうです。これは、ヤングケアラー研究者の濱島淑恵氏が言うておられます。

ヤングケアラーには子供らしい生活ができない、年齢相応のキャリアを積むべきときに積めないという困難があるという認識と危機意識から、一部の自治体では先行して条例の制定も始めています。しかしながら、多くの自治体では、任意事業の一つとして、家族介護者支援があるものの、レスパイト機能は十分とはいえないのではないのでしょうか。また、ヤングケアラーの存在は広く知られていない状況です。

今回の厚生労働省文部科学省の調査結果、それから、国の動向などにより、利根町でのヤングケアラー支援についての先手の調査や準備が必要と考えますので、町の御見解をお伺いいたします。

なお、ヤングケアラー支援の取組は、国連のSDGsのターゲット、3「すべての人に健康と福祉を」、4「質の高い教育をみんなに」、5「ジェンダー平等を実現しよう」、8「働きがいも経済成長も」、この四つでございます。

以降の質問は自席にて行います。

○議長（新井邦弘君） 質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、石山議員の御質問にお答えをいたします。

ヤングケアラーの対応につきましては、国から令和元年7月に通知が来ており、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協において、ヤングケアラーの概念について認識するとともに、関係機関により、ヤングケアラーに対する支援が行われるよう依頼がございました。

当町の要対協では、子育て支援課が調整機関となり、関係機関が連携し、要保護児童等の早期発見やその支援方法の検討、支援の実施状況の把握及び各関係機関との連絡調整を

行っております。

ヤングケアラーにつきましては、当町の要支援の御家庭の中に該当するケースはないとの報告を担当課より受けておりますが、今後、そういったケースがあった場合は、その対応方法も含め、児童相談所からの指示を仰ぎながら対応してまいりたいと思います。また、今般、厚生労働省と文部科学省が連携した国のプロジェクトチームが設置されましたので、国から各自治体への指示がなされると思いますので、町といたしましても適切に対応してまいります。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 町長より、令和元年度の国からの通達、それから、要対協の現状ですとか、その辺を御説明いただきました。

国からの指示、通達があり次第、行動をするということでございますが、このヤングケアラーという概念と申しますか、私は概念だと思うのですけれども、この支援については、先ほども、私も申し上げましたけれども、やはり当事者が気がつきにくい、当事者が当事者であることも認識できないでいるというような二重構造になっている。この要対協で、その子供の状況を把握しつつ、それから、フォロー、サポートをしていくというのは大事だと思うのですけれども、今回、このプロジェクトチームが発表したその会議の内容の報告を見ますと、福祉、介護、医療、教育等関係機関が連携すると。ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、取組をやろうということです。

国の指示を待ってからということではなく、私はこれは、このヤングケアラーという概念をより正確に理解した上で、いろいろな調査、それから支援につなげる努力とかをしていかなくてはならないと思いましたので、先手の調査、それから検討、それから実行、それをやっていただきたいなと思って質問している次第です。

そこで、このプロジェクトチームの報告で、今後取り組むべき施策の中に、社会的認知度の向上ということがあります。2022年度から2024年度までの3年間を認知度向上の集中取組期間とする。当面は、中高生の認知度5割を目指すということが挙げられております。この向上を目指すことは、これからもすぐにでもできることであり、そして、これは教育の現場における取組になるかと思えます。

ですので、教育長にお伺いしたいと思います。

この支援策の推進に当たり、学校にいて過ごす時間は、子供たちの生活の中で大きな時間を費やしているわけでありまして、やはり学校の先生方、それから保健室の先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健室の先生、それから地域の方、そのような方がこのヤングケアラーの概念をしっかり理解して、通常的生活の中でアンテナを出しておいて、想像しながら、これは当事者が認識していない可能性がありますので、そのようなことを私はやるべきだと考えました。

そこで、教育長にお伺いいたします。

支援策の推進の中で、教育現場への支援、スクールソーシャルワーカー、これは配置されているので、既に行われている。このような子供たちと、社会的な問題として捉えながらの接する人たち、こういう人たちがこのヤングケアラーについての理解を深めておくべきだと思います。

教育長はどのようにお考えですか。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 今年5月17日、ヤングケアラーの支援に関する報告がございました、厚生労働省、文部科学省。この支援報告書には四つのポイントが挙げられています。一つ、幼い兄弟をケアする子供のいる家庭に対して、家事や子育てサービスの支援を検討すること。二つ、支援団体を通じた悩み相談にオンラインを活用すること。三つ、全国の状況を把握するため、地方自治体による実態調査を促すこと。そして、四つ、2022年から2024年度を認知度向上の集中期間として、中高生の認知度5割を目指す。

具体的に学校現場で何ができるかと考えたときに、例えばお子さんが授業中、こっくりこっくり居眠りをしている、あるいは出された宿題がなかなか上がってこない、終わっていない。部活動、あるいは習い事などを遅刻したり、あるいは休んでしまったりしている。あるいはスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーからの声かけに、「元気がないね」と言われて、「何か困っているの」といった問いかけにも、「大丈夫。何も困ってないよ」と言ってしまうと。

議員おっしゃるように、困っていないことを気づいてない、あるいは表に出そうとしない。そういう思いに、教員が気づいてあげられる、ふだんと違う、その子のありようを早くに察知する、そういったところを、ヤングケアラーに対して特化しての実態調査をやるうとは思いません。ただ、ふだんのその子の様子を知っている教員だからこそ違いを分かるのではないか。そこにはっきりと何らかの手だてを差し伸べていきたい。

では、具体的にはどうかと申しますと、四つの点を挙げたいと思います。

教育委員会は、具体的な支援、これから整備が進んでくると思うのですが、その支援を情報収集して、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーに適切に提供する。

それで、二つ目に、学校と教育委員会が連携をして、取組の方向性を共有する。

三つ目に、教職員の理解を図って、それぞれの専門性を生かした分担や連携を行う。石山議員おっしゃるように、学校だけでなく、教育委員会、福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、様々な専門的な立場がございますので、そういった連携を図っていきたい。

最後に、学校の生徒指導主事、教育委員会の生徒指導担当者等ケース会議の開催に係る連絡調整、また、体制の整備を図っていきたいと思います。

いずれにしろ、指導課だけでなく、関係機関との連携を深めて、早い発見、早い対応を目指していきたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） ただいま、教育委員会と関係機関との連携、それから、スクールソーシャルワーカーさんの動きですね、これにやはりこのヤングケアラーという視点を入れていただいて、ぜひ活動していただけるよう、これは一刻も争うことだということで、先ほど、発言の内容をお伝えしました山本厚生労働副大臣、一刻も早くというふうにおっしゃっておられますので、指示待ちではなく、土台づくりとしての動きをぜひ進めていただきたいと思います。

そこで、今回、教育関係の機関と、それから、福祉関係との連携でということが、やはりこれから重要になってくると思います。要対協、こちらのほうは、実によくいろいろな対処をさせていただいているようで、私も学校で見る子供たちが不安なく学校生活を送っている様も見ておりますので、引き続きお願いしたいのですけれども、福祉関係のことで、子育て支援課さん、それから福祉課さんですね、こちらのほうも、福祉課さんであれば地域包括支援、それから子育て支援課さんですと子育て支援センター、このようなものが既にありまして、いろいろなアンテナを伸ばしていただいていると思いますが、このヤングケアラーに対しての対処は、やはり連携してやっていくことが効果的であると思われれます。例えば福祉課さんですと、民生委員さん、児童委員さん、そのような方々が、このヤングケアラーの概念を理解した上で動くか動かないか、これで大分違ってくると思うのですね。

ですので、福祉関係と子育て関係の部署の方々として、このヤングケアラーについては、まだ指示はないのですけれども、どのような試みが考えられるか、できましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、御質問にお答えいたします。

民生委員、児童委員の方々への周知方法なのですが、国からの通知は、現在のところ、要対協のほうに届いておりまして、周知方法なのですが、子育て支援課のほうでは、所管の事業につきまして、民生委員、児童委員の方々に御協力をかなりいただいております。

そして、民生委員の勉強会として、毎年実施されている事項別委員会におきまして、事業についての説明をさせていただいております。

そして、こうした機会に、民生委員、児童委員の方々にも、ヤングケアラーについて御認識いただけるように周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 石山議員の御質問にお答えいたします。

福祉課としましては、例えばケアをしている祖父母が介護サービス等利用をされている場合などには、担当のケアマネジャーが、その家庭内の状況に気づくことで相談が来るこ

とも想定されますが、先ほどもございましたが、ヤングケアラーの中には、御本人がケアラーであることの自覚がない場合や、また、介護保険サービスがあることも分からないという可能性もございますので、今後も訪問した際に、家庭内の状況を聞き取り調査を行ったりしまして、こうした課題に対しまして、また、先ほどもございましたが、教育、子育て、福祉、また関係機関が連携して、対象となる子供を早期に発見し、問題解決に取り組むことが重要であることから、対応できる体制づくりに向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） ぜひ、福祉、それから子育て支援を担っておられる関係部署が教育機関とも協力していただいて、私、先ほどSDGsの3番、4番、5番、8番と申しましたが、例えば「すべての人に健康と福祉を」、これが一番ストレートに分かりやすいのですけれども、例えば5番で「ジェンダー平等を実現しよう」というのを入れましたのは、やはり先ほどの二重構造になっていることにより、御本人が発信する機会が、発信することも考えていない。それから、発信できないでいる、気づいていても発信できないでいる。このようないろいろな状況がありまして、そこにさらにジェンダーの問題、このような複雑な状況をつくり、構造をつくり出していると私は考えております。

そこで、先ほど、教育長は実態調査について行わないというふうに私は聞こえたのですけれども、私はすぐにでも調査をしてほしいと言っているのではなく、ヤングケアラーの概念を、町民も、町も、議員も共有した上で、その道筋を通らなければ、現状は分からないと思っております。

ですので、そのための準備を今していただくというふうに認識していますが、その実態調査を行わないというのをもう少し詳しく説明をお願いできればと思います。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 5月17日に出了た厚労省、文科省の支援報告書、4ポイントの一つに、全国の状況を把握するための地方団体による実態調査を促すとございます。ヤングケアラーの実態を想像するに、かなりプライベートな状況が想像できます。それを、あえて学校が子供たちに向けてやらなくても、例えばいじめ、あるいは生活のアンケート等々で、子供の困り度、悩み度、そういったものは測れるのではないかということです。

主体になるのはどこか分かりませんが、福祉課、あるいは子育て支援課、そういったところが主体となって、このヤングケアラーの実態調査の支援の大枠をつくって、そこに教育委員会がどういう形で協力できるか、あるいは自分たちで進んでいけるのか、具体策を探っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） この問題が、やはり2面性、二重性がある、何度申し上げますが、非常にナイーブな問題を扱うことになりますので、プライベートのことも聞くというようなことが、その当事者にとって利益になるような、そのような聞き方をすると、それから、その前にその信頼関係をつくっておくというような作業がたくさん必要になってくると思います。そのことを、教育機関のほうでも認識をしていただいて、いろいろ検討を重ねていただきたいと思います。

最後に、その調査手法というのが、今申し上げたように、大変悩ましいものかなと思います。国のほうから、何かガイドラインですとか、そのようなマニュアルですとか、来るのかもしれませんが。それも参考にしながら、利根町に合ったその調査手法、それから、そのヤングケアラーの方にアクセスできるまでの、いろいろなその関係づくり、そのようなことが望まれてくると思います。

このヤングケアラーについて、最後にお伝えしておきたいことがあります。

実は、去年の暮れに、ある当事者である、ヤングケアラーの当事者である学生さんが卒論を書かれました。これが「精神障害の親をもつ「ヤングケアラー」の語りにみる社会的排除：「ケアする存在」と「ケアされる存在」のはざままで」という論文が、これは、関西学院大学の安田賞を取りました。恐らく二十二、三歳の方だろうと思うのですけれども、まだ研究を続けられるようです。

この方がいっておられることで、子どもの権利条約、また、話が大きくなってしまって申し訳ないのですけれども、非常に重要だと思ったので、お伝えしておきます。

子どもの権利条約、これは児童の権利に関する条約ですね。この条約で18歳未満の子供に対して認められる、ちょっと言葉がおかしいかな、持っている権利というものがあります。それは生存の権利、発達の権利、保護の権利、参加の権利、四つあるそうです。

この若者がいっていますのは、4番目の参加、この参加の権利が、このヤングケアラーの状況においては阻害されていると。それはどういうことかといいますと、先ほど来申し上げているように発信することすら思いつかない、あるいは、声に出したいけれども発信できない、そのような状況であるということですね。

それが、この論文で一番評価された点が、ヤングケアラーという存在をケアする者でありながら、ケアされる者であるという二重性によって、このヤングケアラーというのはつくられている。そして、子供としての保護される権利から阻害をされている、社会的参加、参加といったのは、社会的参加のことです。いろいろな発言をする若者が大変増えてきたように思いますけれども、子どもの権利条約を母子手帳に載せてと訴える中学生、この記事が新聞のほうに載っております。このような発信をするような若者が増えてきているようにも思いますし、今はヤングケアラーという一つのカテゴリーの中での、行政と教育行政がやっていく、そのモデルケースといいますか、複雑な構造であるということを考えながらの準備をぜひやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。引き続き、教育関係で質問いたします。

先ほど利根町の教育大綱、令和3年度から令和6年度、こちらのほうが策定されました。副題は、どの子ども活かし、どの子ども伸ばす。これは改訂をされたということでございまして、平成28年につくられたものを改訂されておられます。中身を拝見しましたところ、やはり改訂部分がたくさんあると思います。

こちらの改訂部分についての御説明をお願いします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 利根町教育大綱につきましては御存じのとおり、平成27年4月の法律改正に伴い、教育大綱、総合教育会議の規定が明記され、本町におきましても、平成27年度に総合教育会議を開催し、平成28年から令和2年度までの5年間の「利根町教育大綱」を策定しております。

その後、利根町の最上位計画である「第5次利根町総合振興計画」の策定、また、「第2期 利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂もあり、それらの計画との整合性を図りながら、「利根町教育大綱 改訂版」を策定した次第でございます。

計画期間につきましては、令和3年度から令和6年度までの4年間としております。

初めにとり、佐々木町長の挨拶をいただきました。子供が出身地を聞かれたとき、誇りを持って利根町ですと胸を張って言える子を育てることとおっしゃっております。

改訂内容の主なものでございますが、学校教育グランドデザインでは、教育理念に、私が教育長に就任させていただいた際の抱負でも述べさせていただきました「どの子ども活かし、どの子ども伸ばす」という教育理念を載せさせていただきました。

基本施策として、「学力の向上」「心の教育の充実」「自主性・自立性の育成」の三つの柱のほかに、プラス2といたしまして、「グローバル社会で活躍できる人材の育成」と「いじめ・不登校への対応」を教育を指導方針として挙げさせていただき、取り組んでまいりたいと考えております。

また、生涯学習分野におきましては、「誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり」を目指すため、「学びやすい生涯学習環境の整備」「参加しやすい文化・スポーツ環境の整備」に取り組んでまいります。コロナ禍という状況ではございますが、様々な工夫しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、以前、石山議員から御質問にもございましたように、新学習指導要領における「持続可能な社会の創り手の育成」の理念を達成する手だてとしまして、基本施策に、持続可能な開発目標（SDGs）17の目標に該当するロゴを載せ、町全体で取り組んでまいります。

教育に携わる全ての方々、子供も大人も常に、このSDGsに掲げる17の開発目標を意識していくことが大切であると考えております。目標ターゲットを定め、分かりやすく、具体的に取り組めるよう基本施策、学校教育でSDGsの3「すべての人に健康と福祉

を」，4「質の高い教育をみんなに」などの七つの開発目標，生涯学習では，4「質の高い教育をみんなに」，11「住み続けられるまちづくりを」などの4項目，文化・スポーツでは，3「すべての人に健康と福祉を」，15，陸の豊かさ，これは歴史文化と捉えました。「陸の豊かさも守ろう」などの五つの開発目標，関連として表しております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 今回，この改訂版の教育大綱を拝見いたしまして，立てつけといえますか，成り立ちも以前と変わりがまして，教育目標は同じですけども，基本方針，誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり，教育理念は，教育長もよくおっしゃっている，どの子も活かし，どの子も伸ばすということですね。

今回，びっくりしましたのが，前回との違いであります，生涯学習環境の整備，それから，参加しやすい文化・スポーツ環境の整備というのが入ってきまして，なかなか私も議員になりたての頃に，教育といいますと学校のことだけが思い浮かべるような状態でしたけれども，やはり年月を経るごとに，生涯学習の重要さというのは日に日に感じるようになってきました。

そこで，例えば，海老澤教育長がおっしゃったように，SDGsのアイコンが張りつけてあります。例えば3番の参加しやすい文化・スポーツ環境の整備というところで，一つ，アイコンについて質問したいと思います。

こちらは五つ張りつけてありまして，11番，こちらが「住み続けられるまちづくりを」。それと，15番の「陸の豊かさも守ろう」ということになっておりますが，参加しやすい文化・スポーツ環境の整備の中で，文化活動，文化遺産の保全，生涯スポーツの推進とありますが，この11と15を張りつけられた意図をお伝えください。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは，お答えいたします。

参加しやすい文化・スポーツ環境の整備についてでございますが，文化芸術活動やスポーツに親しめる環境をつくるため，文化芸術事業を推進し，文化団体の育成と支援を推進してまいります。

町の文化遺産の保全といたしましては，歴史民俗資料館の整理，保存，展示の充実に努め，県・町指定文化財の保護と継承を図ります。また，利根町の歴史に関する事業を推進していきます。

生涯スポーツの推進といたしましては，スポーツに親しむことができる生涯スポーツの環境づくりを目指し，町民の体力向上や健康保持，増進を図りながら，スポーツ団体の育成と支援の推進，スポーツ指導者の資質向上に努めます。また，協議を通して，地域間交流を推進していきます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） SDG s の11, 15ということなのですが, 11は「住み続けられるまちづくりを」ということで, 町の魅力を, そのハートを持って, 心を持って, 住み続けたいと思えるような, 社会教育の充実を図っていくことで, 学校教育にも, 社会教育への位置づけ, 連携, そういったものを図っていきたい。

それから, 利根町の魅力は, やはり自然と歴史であると私は思っています。15の陸の豊かさ。厳密に言えば, 砂漠化とかそういう環境問題が出てくるだろうとは思っていますが, 例えば午前中にあった鎌倉街道遺跡, そういったものを残していく, 保護していくということも陸の豊かさにつながっていくということで, ロゴを載せさせていただきました。

確かに利根町, 高齢化率が高うございます。そのことを考えると決してマイナスではなくて, 会社をリタイアした方というのは, それぞれの能力や, 資格や免許お持ちの方が大勢いらっしゃいます。そういった方々に, 学校教育へぜひお力添えをいただいて, 学校教育と社会教育の融合, これまた石山議員がおっしゃっていますコミュニティスクールというところにつながっていくのかなと思います。

ただ, 今は, 学社融合オンリーではなくて, まずは学校の統合を進めて, その後で, コミュニティスクールの検討を進めていきたいと思っています。

いずれにせよ, ロゴをつけたからどうのこうのというわけではございません。まず, 意識をしてもらって, その目標に向かって, 着実な歩みを教育大綱として示させていただきました。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 御説明ありがとうございました。このSDG s の17の目的について, やはり教育大綱に張りつけていただいたということは, 大変うれしく思いました。町としての全体の動きの中で, この17の目標を定めてやっていけるようなことを, 私は夢見ておりますので, まずは教育からということだと思いますので, どうぞ情報交換等させていただきたいと思っています。

そこで, 朗報がございまして, 茨城県で2番目のSDG s 未来都市が今日の報道でありました。境町, こちらが内閣府のSDG s, 持続可能な開発目標未来都市に選ばれました。県内自治体では, 2018年度に選定されたつくば市に次ぎ2番目です。境町は運転手を必要としない自動運転バスの運行, それから小中学生の英検取得を目標とした先進的な英語教育の実施, こちらが評価されて未来都市に選ばれたそうです。

そこで私は, やはり教育環境, 生涯学習環境, こちらで利根町はSDG s とともに未来を考えての施策をつくっていくことを続けていけば, 未来都市に選定されることも夢ではないかなと思っています。

そこで, 最後に, もう一つお伺いして終わります。

こちらの教育大綱の基本施策の（１）（２）と関係すると思うのですが、先ほどのヤングケアラーについての質問の中で、情報リテラシーと申しますか、情報をどんなふうに自分の手にして、そこから、自分なりの考えを編集していくというような、そういう力が子供たちだけでなく、町民、皆さんにも必要になるのかな、そういう思いで、今まで学校図書館の推進を、ぜひやっていただきたいということを、システムネットワーク化、その辺も提言してまいりましたが、情報リテラシーについて、子供たちに持たせたい力、そのことについての記述が、この基本施策の中のどこに当たるのか。できましたら、生涯学習環境の整備の中でもどの項目に当たるのかお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） グランドデザインの中に、三つの柱とプラス２ということはございます。その一つに、グローバル社会で活躍できる人材の育成として、二つを挙げてございます。一つが、外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成、もう一つが、プログラミング教育の積極的な展開、これは１人１台タブレットに対しても同様でございます。

午前中の花嶋議員の質問にもありましたが、そういった全体の計画、何をどこまで伸ばしていくのかといったことを整理して、教育委員会として、子供たちにも保護者にも伝える必要があると考えています。もうしばらくお時間をいただければと思っています。

それから、図書館のオンライン化、システムの変更ということも、私自身で決めるわけにはいきませんので、関係の方々の御意見を頂戴して考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○６番（石山肖子君） お答えありがとうございました。情報リテラシーというのは、先ほどちょっと説明不足だったと思うのですが、例えば福祉関係のこと、それから環境問題についての、子供たち、町民もそうなので、大人もそうなので、学校図書館、それから町の図書館を利用するの根拠のある書籍、それから論文なども、タブレットがあれば検索できるわけです。そのような状況に、よい環境になっているわけですから、そこを有効活用していただいて、情報についての正しい扱い方、こちらを先ほど午前中の一般質問の中の御回答の中で、情報教育研究会というのがあるということをお聞きしましたが、そちらでタブレットの扱い方と、それからソフトウェアについての研修などを行っておられるようですが、その中に、やはりインターネット活用のマナーとか、そのようなことも盛り込んでいただき、この新しい教育大綱はSDGsのロゴ張りつけたことによって目標を得たわけですから、そちらに向かって、ぜひ子供たちが危険にさらされないよう、ちゃんとしたリテラシーでネットなどを使えるように御指導いただきたく、お願い申し上げます。回答は要らないです。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時40分とします。

午後2時23分休憩

午後2時40分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番通告、1番峯山議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 8番通告、1番峯山典明です。議場にお越しの皆様、議会中継を御覧の皆様、貴重なお時間いただきまして、誠にありがとうございます。今回、私は四つの質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問です。

通勤時間の長い保護者でも安心して預けられるよう、放課後児童クラブの開設時間を延長してほしいという要望が届いています。今後、開設時間を保護者に合わせて延長していただけるかどうか、伺います。

以降は自席にて質問させていただきます。

○議長（新井邦弘君） 質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、峯山議員の御質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブの運営に関しましては、厚生労働省から示されている「放課後児童クラブ運営指針」によりますと、保護者の就労時間や就労状況を踏まえて、開級時間や開級日を決定するとしている一方で、子供の健全育成上の観点にも配慮することとしており、学校生活や家庭生活を含めた子供の生活全体のリズムや発達面に与える影響等も考慮する必要があるため、運営時間の延長につきましても慎重に検討する必要があるとございます。

当町の児童クラブでは、利用申請受付時に保護者の就労証明証等をいただいた上で、児童クラブの利用時間を申請していただいておりますが、現在、午後6時30分までとなっている児童の迎え時間について、常時対応が必要となる御家庭はございませんでした。道路事情などにより迎えが遅れてしまう御家庭も時折見られますが、間に合わない場合は御連絡をいただき、保護者が到着するまで児童クラブで児童をお預かりし、必ず保護者へ引き渡す対応しており、連日迎えが遅くなる御家庭はなく、放課後児童支援員による対応ができておりますので、今のところは開級時間を延長する予定はございません。

町といたしましては、今後も保護者のニーズ状況を確認しながら、運営体制の変更が必要な状況になりましたら、開級時間も検討していきたいと考えております。今後も児童ク

ラブの運営につきましては、児童の健全な育成を図れるよう努めてまいります。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） お迎えが間に合わない方に関しては、御連絡いただいて、そのお迎えが来るまでは支援員が残って、開いているということなのですからけれども、そちらは、当たり前といえば当たりの話でありまして、今後、未来のことを考えていただきたいと思えます。

例えば過去の話をしていただきますと、実はこのお迎え、間に合わないかなと思って、急いだ結果、事故を起こしてしまった方がいらっしゃるそうです。そして、この放課後児童クラブですね、こちらの終わる時間が早いということで、利根町から出て行かれてしまった方、ほかの町に引っ越してしまった方もいらっしゃるそうです。これは過去の話です。

今現在はそのような要望が届いていないということなのですからけれども、こちらの第2期利根町子ども・子育て支援事業計画、令和2年度から令和6年度というものがございまして、こちらの26ページを見ると、子育て支援への要望という欄に、まず、就学前の児童に関しては、早期保育や延長保育、一時預かりの定員増などのサービス充実を希望というものが一つあります。

そして、小学生、今回私は放課後児童クラブの話をしていきますので、この小学生が対象だと思えます。小学生の子育て支援への要望の欄には、学童保育の施設の充実や開級時間を長くしてほしいというものもございまして。

今後、未来のこと考えますと、利根町、過疎地域に指定されております。高齢化率も44%を超えてしまいましたというところで、やはり若い人に来てほしい、子育て世帯に引っ越してきてほしいということを考えると、近隣自治体と、せめて最低でも同じサービスを行うことが利根町を選んでいただける条件になるのかなと私は考えております。そこで今回質問させていただきました。

そして、近隣自治体、調べますと、取手市、印西市、松戸市、守谷市、つくば市、阿見町、石岡市、我孫子市が放課後児童クラブ、19時まで開いております。そして、我孫子市に関しては、19時30分まで開いているところもあります。このように、近隣自治体で19時までやっているということを考えると、利根町も今後、未来に向けて一歩進んで、同じぐらい開いている時間確保したほうが、私は子育てしやすい、働きやすい環境になるのではと考えて、今回質問させていただいているのですが、未来に関していかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 子ども・子育て事業計画のほうで、保護者の方から延長してほしいというような要望も確かにございます。それも踏まえまして、ニーズ確認のほうなのですが、ニーズ確認に関しては、保護者の立場もございまして、児童の健全育成の観点にも配慮した時間設定が必要があります。

そして、確認のほうなのですが、毎年、保護者の希望調査は行っておりませんが、各保

育所に通園している御家庭の状況は確認しております。各保育所では、6時半以降の延長保育が毎日必要で、毎日利用している御家庭はございませんでした。また、新1年生の保護者への説明は、就学時健康診断の際に、保護者の方へ児童クラブの説明と入居希望調査を実施し、事前に利用者の把握をしておりますが、特に迎えの時間についての要望は、今のところ出ておりません。

しかし、両親ともに就労している御家庭が増加している傾向にありますので、今後とも保護者の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） たしかニーズ確認をして、あとは子供の育成の健全ということを見ると、18時30分が望ましいというお話なのですが、本当に未来のことを考えると、今後、利根町を、子育て世代の方たちがどうしたら選んでくれるのかなということを考えていただきたいです、まずは。

例えば、放課後児童クラブの開所時間、閉所時間というものを調べると、大体近隣自治体、何時までやっていますよというのが一覧でずらっと出てきます。そのときに、では利根町はとなると18時30分。では、取手市は19時という、もう完全に数字が出てしまうので、では、働きやすいのは利根町、取手市、どっちとなったときに、選択されるのは取手市になってしまうのかなと。

利根町、何を売りにするかといたら、まず、電車は最寄り駅は遠い、そして、公共交通、そこまで便利とはいえない状況です。となると、それ以外の福祉のサービスで勝負していくのしか方法はないと考えます。

利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の軸に、とことん子育て応援プロジェクトを掲げております。やはり、とことん応援するとおっしゃっているのですから、せめて近隣自治体と同じ19時までには開所時間延長していただきたいなと考えるのですが、いかがでしょうか、今後のお話です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 町といたしましては、時間延長につきましては、それにかかる人件費についても考慮しながら検討することが必要となってまいります。例えば3か所の児童クラブが毎日1時間延長したとすると、最低必要人数2人分の支援員の賃金の支払いであっても、人件費は年間で約200万円を超える増額となります。

峯山議員が御心配されているように、時間を延長すれば、保護者の方々は余裕を持ってお迎えに来れるとは思いますが、一律に午後7時までとしてしまうと、本当に必要性があるのか考えることもなく、安易に利用してしまう状況が生まれる可能性もございます。

小学生の児童にとって、こうした状況が家族の団らんや成長に及ぼす影響はどうか、そういったことも考慮しなければなりません。今後におきましても、保護者のニーズと児

童の健全な育成についても含めた上で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 人件費に関しては年間200万円ということなのですが、こちらは取捨選択で必要ないものは廃止してしまえば200万円ぐらい、ほかの事業で賄えるのかなと考えます。

そして、利根町の保育園、こちらは全て民間の保育園です。その民間保育園が19時まで開いているのですね。だけど、町営の放課後児童クラブは18時30分というのは、逆ではないのかなと。最初に、より小さいお子さんを迎えに行くと、それから、少し大きい小学生なのかなということがスムーズではないかなと、私は考えております。

民間の保育園が19時まで開いています、頑張っています。そして、小学校、放課後児童クラブが18時30分、この差があるので、やはり保護者の方、急いでしまうのですね、先に小学校に行かなければいけないということで。もし間に合わない場合は、電話をして、その分延長して、待機して残ってくださるというお話なのですが、毎回毎回それが続いてしまうと、やはり申し訳ないという気持ちも出てしまうのかなと。ただ、今現在、ニーズとしてそのような御家庭はないということなので安心しておりますが、今後、利根町に新たに引っ越しされる方、また、利根町を選んでいただくためにも、この民間の保育園との整合性、どうして保育園は19時までなの、どうして小学校は18時30分、30分も早いというところで、やはり整合性を取っていただきたい、頑張ってくださいたいなど、私は考えます。

そこで、日本全国でこの放課後児童クラブ、どのぐらいの自治体が何時まで開所しているのか、それを調べたものがあります。厚生労働省が2020年、昨年度ですね、2020年に発表した放課後児童健全育成事業の実施状況の資料がございまして、こちらです。

全国で58%の放課後児童クラブが18時30分以降、大体19時まで開いております。そして、さらに19時以降も開所しているところも7%ですかね、7.6%ございます。こちらは、多分、首都圏なのかなとは思いますが、本当に利根町、若い人たちに来てほしい、子育て世帯に来てほしい、利根町はとことん子育て応援していますよというアピールという意味でも、全国平均に合わせたら、いいアピールになるのでないかなと考えるのですが、また未来についての話ですが、いかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 児童クラブの運営につきましては、現在のところ、毎日7時まで保育が必要という方はございません。それで、保育所のほうの確認もしながら運営を検討しておりますので、そういった方が増えて、毎日支援員が残業するようなことになれば、もう、そういった方向に検討しなければならないと思っておりますが、今のところはそういったことはございません。毎日7時というような方はございません。保育

所のほうでもございません。そういったこともありますので、現在のところは、今までどおり6時半ということにしたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） では、今後ですよ、今後の話です。また新たに利根町に移り住んできた方たちが、放課後児童クラブ、19時までやってほしいなという要望があったら、そこは考えていただけるということでしょうか。今後の話です。今ではないです、今はニーズがないということなので。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） やはり保護者のニーズと児童の健全な育成を考えながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） では、次の質問に移らせていただきます。貧困家庭に対する支援に関する御質問でございます。

貧困家庭に対する住宅手当の創出や給食費のさらなる支援、学校に係る費用の免除など、経済的支援を拡充していただけるかどうか伺います。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 子育て世帯の貧困家庭に対する住宅手当の創出ですが、茨城県において貧困家庭、いわゆる生活困窮世帯への支援制度として、「生活困窮者自立支援制度」の「住居確保給付金の支給」により支援を行っております。これは、子育て世帯の有無に関係なく利用できる制度ですが、離職などで住宅を失う恐れのある方に対し、就職に向けた活動することなどを条件に一定期間家賃相当額を支給するものでございます。また、県の支援に加え、町の支援として、利根町社会福祉協議会に、「生活困窮者自立相談支援事業」を委託し、県と連携を図りながら、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行っております。

貧困家庭に対する給食費などの学校に係る費用の援助につきましては、御存じのとおり、就学援助という制度がございます。これについては、令和2年度より、認定要件を緩和しておりますが、今後も実情に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

このように、生活困窮者への支援につきましては、子育て世代の有無にとらわれず、町ではそれぞれの分野で行っておりますので、新たな支援制度を設けることは考えておりません。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 利根町の、今、今回は貧困家庭ということですが、独り親家庭の支援というものを調べたところ、本当に幾つもございまして、就学支援制度、特別支援教室就学奨励費補助金、第3子以降学校給食費免除、就学ランドセル支給事業、幼児教育・

保育の無償化，保育料の軽減，利用料の免除，鉄道（ＪＲ定期券）の割引，母子・父子の貸付金ですね，あと，ハローワークなど就労の支援もございました。

しかし，今回，令和２年度，昨年度６月に，町長への手紙というものに，独り親家庭に対して経済的援助を求めるものが届いておりました。

内容としては，住宅手当や給食費，学校に係る費用の免除など政策の改善を訴える内容でした。独り親家庭に対する金銭的負担をなくしてほしいです。現在，町の支援では，扶養手当と医療費無料のみで生活は苦しいです。住宅手当や給食費，学校に係る費用の免除など政策の改善を求めますというものでした。現行の利根町の支援では生活が苦しいという訴えでございます。今，いろいろと挙げさせていただいたのですが，こちらの内容ですと，まだまだ生活は苦しいですよという内容でございます。

実際，何をもってして支援かといいますと，やはりそれぞれ御家庭，事情が違いますので一概にこれをやれば大丈夫というものではないですけれども，やはりこれも近隣自治体を見た上で，では，利根町，子育て世帯の方に選んでいただくには，暮らしやすい町なら，収入に関係なく，経済力関係なく，利根町，幸せに暮らすますよというところをアピールすれば，本当に若い世帯来てくれるのではないかなと私は考えるのですけれども，この町長への手紙の内容を踏まえて，今後，より経済支援の拡充というものは検討していただけないでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 先ほど，町長からも答弁がありましたが，給食費などの学校に係る費用の援助につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響が長引き，子育て家庭への影響も予想されますので，算定所得額の1.1倍より上になる基準の見直しについて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 恐らく独り親家庭だとか，貧困家庭という話になると，どうしても未就学児だとか，小学生，中学生ぐらいのお子さんがある家庭と想像しがちなのですけれども，実は高校生も私は対象だと考えます。年が上がりれば上がるほど，当たり前ですけれども食べる量も増えますし，生活するのに費用がかかります。そういうところで，様々なところで支援をしていかなければいけないのではないかなと。

そこで，一つ資料がございました。茨城県のもので。茨城県では，内閣府が進める子供の貧困対策の推進のもと，平成28年に，茨城県子どもの貧困対策に関する計画を策定しております。これは子供の貧困対策の推進に関する法律第9条第1項にのっとって策定されたものでした。

その茨城県の計画の第6に，重点的に取り組む項目として教育支援がございました。内容は，経済力によって子供の教育機会や意欲を損なわないようにすることを目的とした支援

です。

まず、生活困窮世帯等への学習支援として、これ学習支援なんです。無料の学習塾、そして食事の提供、もう、子ども食堂というものがございます。この食事の提供というものが、茨城県の資料中に含まれておりました。

そして、就学支援の充実として、高等学校の授業料の一定額を支給。高等学校です。公立学校に関しては、授業料相当額を支給するもの。通学、給食、寄宿舎及び修学旅行等について、その全部または一部を支弁しますというもの、そして、定時制高校や通信制に通う生徒にも教科書給与を行うもの、そして、奨学のための給付金などがございました。

茨城県が内閣府が進める内容にのっとって、このような計画立てておりますので、ぜひ利根町も、そうですね、高校生の支援、大事ですよねというところを検討していただければよいかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 誰もいない。財政課長。

峯山議員。

○1番（峯山典明君） では、続いてきます。

なかなか貧困家庭の支援、難しいと思います、やはり財源が関係してくるものもありますので。ただ、本当に先ほどの放課後児童クラブの話もそうですけれども、利根町、若い人に来てほしいと、本当に皆さん心の底から願っていると思います。だからこそ、近隣自治体のやっていることを分析して、比較して、もっといえば、首都圏の方たちが利根町に移り住みたいと思わなければいけないので、先ほどSDGsの話もありました。よそがやっていることは、もうやらなければいけないと。さらにプラスアルファで、利根町の付加価値というものを見せていかないと、選択されていかないのではないのでしょうか。

私は利根町、好きです。先ほど、そうですね、どなたかの質疑のとき、町長が生まれはどこですかと聞かれたときに、胸を張って利根町ですと誇りを持って答えられるようにしたいとおっしゃっていました。だからこそ、子供のときに、町からこれだけ支援してもらえたんだよというのがあれば、本当に利根町いい町だなというものが、簡単にロコミでどんどん勝手に広まってきます。

だからこそ、小学生、中学生、高校生だとか、あとは、様々な施策やっていますよというのは分かるのですけれども、できれば、本当に困っている方たくさんいます。見えないところにたくさんいます。なので、できれば、その方たちの声を拾って、少しでも、1%でもいいと思います。0.1%でもいいと思います、今よりも拡充していただければいいかなと私は考えます。ぜひ御検討をお願いいたします。

では、続いて、次の質問に移らせていただきます。学校跡地利活用検討委員会の質問になります。

利根町学校跡地利活用検討委員会について伺います。

利根町学校跡地利活用検討委員会の募集人数が4名でした。今、利根町は人口約1万

5,800人ですので、これだけの人数の御意見、お考えというものを4名だけで代弁できるのかなと少し疑問に感じてしまいます。4名は少ないのではないのでしょうか。

募集人数を4名とした理由、そして、人数を追加で増やすお考えはあるかどうか。もう既に募集締め切っていますが、もし今後、増やすお考えがあるかどうかということです。

そして、応募者に偏りが生じた場合、無作為抽出されるということですが、この無作為抽出の方法はどのようなものか、伺います。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） それでは、お答えいたします。

まず、公募委員の人数でございますけれども、4名とした理由ですが、文地区、それから文間地区、東文間地区、布川地区の各地区から1名ずつを選出したいと考えまして、公募委員を4名といたしました。

なお、利根町学校跡地利活用検討委員会の構成員でございますが、御質問の公募委員のほかに、地域住民の代表者として、区長さんから6名、それから、児童生徒保護者の代表者としまして、町PTA連絡協議会及び各小学校のPTAから7名、それから、町内の各種団体の関係者から3名、学識経験者3名、合計23名で検討委員会を構成したいと考えております。したがって、現時点において、公募委員の人数、募集人数を増やす予定はございません。

なお、より多くの方の、町民の方の意見を伺う方法といたしまして、住民アンケート等の方法も考えられますので、そういった方法につきましては、今度組織します検討委員会の中で議論していただきながら進めていきたいと考えております。

次に、無作為抽出につきましての御質問ですけれども、5月31日現在締め切っております。方法といたしましては、先ほど申し上げました地域に偏りが生じた場合に、町の住民基本台帳に登録されている方の中から、事務局、うちの政策企画課ですけれども、条件を指定しまして、応募がなかった地区から無作為で選びまして、それで、委員のほうをお願いしていく予定でございましたけれども、5月31日現在で各地区から応募がございましたので、無作為抽出による選出を行う予定はございません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 申し訳ありません、最後の5月31日時点での応募の結果ですね。募集した人数4名に対して応募何名来られたのか、聞き取りにくかったので、もう一度お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 5月31日現在で、公募委員を募集された方、人数、合計で11名です。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 11名が公募で応募されたということによろしいですか。そうしますと、ここから4名に減らす作業をされるということでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 公募委員の方、11名応募していただいたのですけれども、その中から4名に絞り込みたいと思っています。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 一応、募集要項を拝見させていただいたのですけれども、4名程度とあったのですが、これは、4名程度というのは4名でよろしいのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 4名で考えています。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今回のこの学校跡地利活用検討委員会は政策企画課が担当されているということなので、少し政策企画課のホームページの内容について触れさせていただきます。

実は、利根町に、利根町公式ホームページです、「町民によるあかるいまちづくり」というページがあります。この「町民によるあかるいまちづくり」というページをいろいろと見ていきますと、どのような内容かと申しますと、「コミュニティの形成とまちづくりへの住民参画」という見出しがございます、「コミュニティは、町民自らが自らの手で住みよいまちづくりを進めようとする住民自治の原点といえます。町では、こうした「コミュニティ」意識の醸成に努めていきます」とございました。

醸成というのは、雰囲気や気分、あとは機運を高めるだとか、気持ちの面ですね。それを、うまく向くようにしていくということですが、「醸成に努めていく」とありますので、せっかく町の皆さんが、この学校跡地利活用に関わりたいということで11名応募されました。この11名応募されてきた方たちの気持ちというものを考えると、ここから7名ですか、7名、辞退、もしくは御遠慮いただくというのは少し残念な、申し訳ないという気持ちが私は湧いてしまうのですけれども、どうしても4名なのではないでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） お答えいたします。

確かに、今回、11名の方、大分関心を持って応募されて、その応募の中身を見ますと、やはり自分の思いは、大分、応募の中に書いておまして、その気持ちがひしひしと伝わってはきています。

ただ、一定の検討委員会の人数でございますので、公募委員は今回4名とさせていただいて、そのほかにいろいろな、多方面からの委員さんもいらっしゃいますので、そのような方から御意見を頂戴していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） では、1点、提案させていただきます。

例えば、学校跡地利活用検討委員会が上にありまして、その下部組織という形で、ワークショップで今回、応募していただいた方たち、今回漏れてしまった方たちに入っていて、ワークショップという形でアイデアを出していただくという方法もあるとは思いますがいかがでしょうか、検討をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） ワーキングチームという考え方がありまして、今、申し上げました学校跡地利活用検討委員会、約23名程度構成になるのですが、その下部組織として、庁内の関係各課の若い職員といいますか、関係各課の担当職員をワーキングチームに参加していただいて、いろいろな利活用に関して法的な規制だとか、そういったことも今後出てきた場合には、いろいろ調べるしかありませんので、そこら辺を調べるために、うちの課だけではちょっとできませんので、みんなの力を借りて、ワーキングチームをつくって、その中で、利活用の皆さんからいただいた御意見を集約していきたいなど考えています。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） もし、そのようなときは、ぜひ今回漏れてしまった方たち、優先的に声をかけていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 下部組織のワーキングチームにつきましては、あくまでも町職員で考えておりますので、今回、応募された方についての参加は、今のところ考えておりません。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） では、次の質問に移らせていただきます。牛久市への広域避難計画について伺います。

「広報とね」ナンバー685と町ホームページに、地区別災害初動時避難先一覧表として避難ルートが掲載されておりました。「浸水想定区域内に居住する方は、各地区ごとに指定している避難所へすみやかに避難を開始してください」とありますが、避難は、一人一人、それぞれ個別に避難されるのでしょうか。昨日、片山議員の一般質問にございましたけれども、昨日ではないですね、先日ですね。具体的な避難方法、計画を、もう一度お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 牛久市への避難につきましては、それぞれ個別で避難していただくようになります。個別避難が難しい方につきましては、片山議

員の御質問でもお答えしましたように、町内福祉施設の通所者の方々は、施設と協定を結んでおりますので、通所している福祉施設へ避難することになります。

その他の交通弱者であったり、要配慮者につきましては、町内の高台にあるウェルネススポーツ大学や利根中学校への避難をお願いすることになります。

避難に当たっては、各自主防災組織を中心に、共助での対応をお願いすることになります。万が一、逃げ遅れ等が生じた場合は、消防団の協力により対応していくこととなります。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今回、こちらの質問をさせていただいた理由として、先日、町を歩いていましたら、ある方から質問されました。この広報に、牛久への避難計画が掲載された直後でした。

その方の質問、どのような内容かと申しますと、牛久市に避難するという情報が広報に載っていたけれども、どうやって避難するのでしょうか。計画は立てられているのでしょうか。私たちはどうやって避難するのか、避難方法や計画は、いつ町から教えてもらえるのでしょうか。広報を見たら、バスを出してくれて、バスで避難するらしいけれども、そのバスは何台あって、どこに行けば乗れるのか全く分からないという質問でした。

今、この話を聞いて、ある一つ、皆さんおかしな点に気づいたと思います。私に質問された方は、牛久に避難する場合、町がバスを出してくれるものだと勘違いしております。

広報には、避難所見学確認会を6月末頃に実施する予定です。交通手段につきましては、町でバスを用意いたしますと書かれてありまして、6月13日に実施される訓練にバスを用意するという内容を、実際に避難指示が出たときに、町が住民の皆さんのために用意するものだと勘違いしております。勘違いというよりも、恐らく、町の皆さん、町が避難するときにバスを出してくれるものだと確信めいた期待をしています。

このことについて、どのように思われるか、お考えをお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 広報の話なのですが、よく読んでいただくと、「なお」で続けておりまして、「町では、各地区及び自主防災組織の役員の方々に避難場所及び避難ルートを確認していただくための」ということで始まっております。よく読んでいただければ、分かるかなと思います。

勘違いされる方も中にはいらっしゃるのかなと思いますが、今後、町のほうとしての話なのですが、6月13日に、牛久市のほうに、先ほどいいました避難所見学確認会ということで、避難訓練のようなものですね、こちらを実施します。そのときにバスで移動していただきます。バスの移動の際は、避難所は布川地区が2か所、そのほかの地区については1か所ずつになります。全部で5か所動くのですが、布川地区についてはバスが2台、それと、文地区についてはバス1台、東文間、文間についてはバス1台ということで、計4

台のバスで移動します。各地区の区長さんであるとか、自主防災組織の方々に、バスに乗っていただいて、避難経路の確認、それと、避難所の確認を行っていただきます。そのときに参加できない地区、参加できない方もいらっしゃるかと思います。その方へのケアとして、各戸配布で、そのときの状況を、広報ではなくて、各戸配布のチラシで回すことにしております。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 町の皆さんとお話をお聞きしていると、本当に期待をされているのですね、避難しなきゃいけないときは、町がバスを出してくれるものだと期待をされています。

そして、住民の多くの方は、牛久に避難するとき、自力で行かなくてはいけないということは、今現在、本当に数%の方しかそこまで把握されておりませんので、もし、突然、本当に近いうち、突然、利根川が決壊したとなってしまうと、パニックが起きてしまうのかなど。ですから、その避難方法だとか、自助、共助、そして自主防災組織との連携の話も含めて、個別に回覧板回すにしても、本当にもう今、夏になってしまいましたから、早目にぜひ回していただければなど。ぜひ、御検討をお願いいたします、早目早目の行動ということで。今現在、いつ出すとか言えないと思いますけれども、なるべく早くお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 反問よろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 認めます。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 峯山議員が、個別で避難する方は数%とおっしゃいましたが、その根拠を教えてくださいませんか。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 個別で避難しなければいけないというふうに理解されている方が数%ということでしょうか。

まず、根拠はございません。ただ、私が話を聞くと、多くの方がどうするのかと、避難について理解が。根拠はございません。ただ、私がお話をされた中は、やはり皆さんのどのように避難されるのか、町はバスを出してくれるのかというお話でした。

よろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員、どうぞ、質問。

○1番（峯山典明君） では、続いて質問に移らせていただきます。避難行動要支援者登録制度について伺います。

自治体によっては、障害者向け防災マニュアルや手引を作成しているところもあります。利根町も、利根町に暮らす支援を必要とされる方たちと一緒に、障害を持つ方、支援を必

要とされる方たちのための防災避難マニュアルをつくることを検討していただきたいです。
今後、作成される予定があるかどうか伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それでは、峯山議員の御質問にお答えいたします。

要支援者防災マニュアルは、支援する側と受ける側の役割と備えを明確にし、災害時には速やかに避難行動ができるようにするためのもので、町では、2019年3月に「防災の手引き」を発行し、要支援者のために必要な支援等を明記し、要支援者の避難に備えております。

また、「防災の手引き」には、要支援者を含め、自分自身が災害時に速やかに行動できるよう、マイ・タイムラインに防災行動計画を作成するようお願いしておりますが、計画を作成することが困難な要支援者につきましては、介護等により常に身近な存在となるケアマネジャーの研修会などにおいて、要支援者側の防災意識についても理解を深めていただけるようお願いしております。

このように町では、「防災の手引き」の中に要支援者への支援を分かりやすく明記することで、要支援者が速やかに避難できるよう備えており、現在のところ、要支援者に特化した防災マニュアルはございませんが、今後の独り暮らし高齢者や要介護者数、また、障害者数等の推移を注視しながら、特に支援する側の防災自主防災組織を初めとする地域の理解と協力を求め、必要に応じてマニュアル等の作成を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 利根町だけでなく、自治体の中、特に茨城ですね、茨城県の自治体の中には、そのような防災マニュアルの中に、障害を持った方たちのためのものも一緒に含めているところが多々ございます。

土浦市が、障害者の代表とつくば国際大学と協力して、三者協働という形でマニュアルを作成しております。そのマニュアルを御覧になられたことはありますか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 申し訳ございません、勉強不足で確認したことはございません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） こちらの土浦のマニュアル、とても分かりやすいです。どのように分かりやすくなっているかと申しますと、この障害を持っている方だとか、御高齢の方だけではなくて、実際に支援される方のものも記載をされております。

例えば、私たちがふだん町歩いています。もし、避難指示が出ましたというときに、障

害持っている方と町でばったり出会ったとき、どうしたらよいのか、そこまで書かれておりました。そして、一つ一つイラストが入っていて、文字も大きくて、分かりやすいものとなっております。

そのようなものを見てしまうと、利根町も同じように、障害を持っている方や支援を必要とする方たちのために、短い、薄い冊子で、分かりやすく、対象を絞って作ることが、より防災、命を守るということにつながるのではないかなと思ひまして、今回質問させていただいているのですけれども、今後、そのように作ることを検討していただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 今回、貴重な御意見いただきましたので、先ほど申し上げましたが、特に支援をする側の、自主防災組織を初めとする地域の御理解と御協力を求めながら、必要に応じまして、マニュアル等の作成を検討してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） ぜひ、マニュアルを作成される際には、実際に障害を持たれている方、御本人はもちろんのこと、ふだんから支援されている方たちに協力関係築いて、また、見やすいもの、分かりやすいものつくっていただけたらなと思ひます。

そして、続きまして、避難行動要支援者登録制度についてです。

こちらの登録制度の名簿を、こちらの2ページ目に、「「避難支援者」として一番望ましいのはあなたの近隣の人です」と記載されております。

この避難行動要支援者登録制度、もし、町の制度、町の登録制度というのであれば、支援者として一番望ましいものは、町の職員ではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 避難支援者についてですが、避難行動要支援者登録制度は、平成23年の東日本大震災において、多数の高齢者や障害者の方が犠牲になったことから、国の災害対策基本法により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、平成25年8月に、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が発出されたことから、全国的に取り組んでいる制度です。

これにより、利根町におきましても、災害時に、自力で避難することが困難な方々、要支援者から登録の申込みをしていただき、地域において避難体制づくりを行う避難行動要支援者登録制度を実施しているものです。

要支援者の登録後は、担当民生委員と協力可能な地区に名簿の提供を行うため、日頃から地域による要支援者の把握と状況確認ができ、災害時には、要支援者の身近な地域による速やかな避難支援が可能になると考えております。

そして、この制度では、避難行動支援に関わる共助力を向上させることが最も必要とされ、住民相互の助け合いから避難支援体制を構築し、地域づくりを進めていくことがとて

も重要になってきます。

このため、先ほど答弁しました「防災の手引き」にもございますが、要支援者の避難には、自助、共助、公助の連携から、特に要支援者は、個人や1家族の力ではどうにもならない状況において、一番、身近な隣近所の方がいち早く対応でき、必ずその助け合いが必要になる共助として、避難支援者として一番望ましいのは近隣の人として考えております。以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 分かりました。

では、続いて、自治会協力のもと、自治会に依頼して支援者を探し、支援を受けたい人との顔つなぎができることが望ましいと考えます。自治会としても、要支援者の存在を知っていることは必要ではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 自治会の要支援者の存在を知っていくことの必要性についてですが、要支援者把握のための登録名簿提供につきましては、先ほど答弁しましたとおり、民生委員のほか、協力可能な自治会に名簿を提供しております。

要支援者のための避難行動要支援者登録制度は、地域の福祉を把握する民生委員に加え、自治会からなる自主防災組織の理解と協力が必要不可欠です。

町としましては、今後も自治会などの地域に協力を求めながら、避難行動要支援者登録制度をより充実させ、要支援者の方々が安心して暮らせるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 先ほど1時間ほど前、石山議員の質問にもございましたが、ヤングケアラーのこともそうですが、民生委員の負担が物すごく大きいと感じてしまいます。

そして、自主防災組織もそうなのですけれども、責任重大だなと。民生委員と、この自主防災組織、負担と責任というのは物すごく大きいと私は感じたのですけれども、私だけでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 民生委員さんですとか、自治会の方に責任が大きいということもございますが、確かにそういうこともございます。そこで、町のほうではできるだけ、先ほども説明させていただきましたが、近隣の方、どうしても災害が起きたときは近隣の方が、近くにおられる方が共助として連携していただいて、その方個人ですとか、先ほども申しましたが、1家族の力ではどうにもならない状況において、身近な近隣の方が対応できる、そういうことでございますので、そういう理解していただけるように、また、広報ですとか、お知らせのほうをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 本日、四つ質問させていただきまして、一番最初の放課後児童クラブときから、いろいろと私の考えをここで述べさせていただいておりますが、この防災も含めて、やはり利根町、若い人の力を求めていると、皆さんもそう感じているはずです。

利根町には、スポーツ大学もございます。そして、留学生もおります。いるところには若い人たちがたくさんいます。ただ、その方たちとふだんから協力関係を築く、その方たちが進んで、利根町の支援を必要とされる方たちのお手伝いをしますと、そのような気持ちでいてくれるためにも、やはり町は様々な支援を、若い人たち、利根町に暮らしている若い人たちにしていってあげなければいけないかなと思いますし、また、防災も含めて、本当に大きなところで若い人の力を利根町は求めています。だからこそ、若い人たちが利根町に多く移り住んでくれるような政策、施策というものをやっていかなければいけないということで、今日、一番目の質問からお話させていただきました。

本当に、私もそうですけれども、防災、多くの人の力が必要です。自助だけでなく、共助も必要です、もちろん公助も必要です。公助があって、共助があります。町が自主防災組織のためにいろいろと用意して、自主防災組織の人たちが動きやすいように、管理、そして、環境を整え、自主防災組織人たちが気持ちよく、町の支援を必要とする人たちのためのお手伝いができるように、ぜひ、町がリーダーシップを発揮して、防災に力を入れていただきたく思います。

繰り返しになりますが、本当に利根町、若い人たちを求めています。だからこそ、若い人たちが利根町を選択していただけるようなまちづくり、そして、政策というものを今後進めていただければと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日6月8日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時34分散会